

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室及び4階第4委員会室で行う。
(第4委員会室では、大会議室における説明の映像・音声を配信。)
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

令和4年11月定例会議案説明会日程(案)

11月21日(月)	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	総 務
		10:10 ~ 10:15	スポーツ市民
		10:15 ~ 10:20	環 境
		10:20 ~ 10:25	健康福祉
		10:25 ~ 10:30	子ども青少年
		10:30 ~ 10:35	教 育
		10:35 ~ 10:40	緑政土木
		10:40 ~ 10:45	交 通
		10:45 ~ 10:50	経 済
		10:50 ~ 10:55	観光文化交流
		10:55 ~ 11:00	上下水道
		11:00 ~ 11:05	防災危機管理
		11:05 ~ 11:10	住宅都市
		11:10 ~ 11:15	消 防

令和4年度11月補正予算の概要

○ 補正規模

	百万円
一般会計	6,701
特別会計	242
公営企業会計	4,327
計	11,271

○ 補正内訳

	百万円
1 エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応	8,935
指定管理者光熱費等高騰対策支援金	1,142
施設の光熱費等	4,089
防犯灯・防犯カメラ電気料高騰対策支援金	18
商店街共同施設電気料高騰対策支援金	17
中小企業事業展開支援	△4,520
障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金	271
介護サービス事業所等物価高騰対策支援金	838
子育て世帯臨時特別給付金	2,563
児童福祉施設等物価高騰対策支援金	108
子ども食堂への物価高騰対策支援	26
私立幼稚園光熱費高騰対策支援金	56
電力費の増額（水道事業）	1,446
電力費の増額（下水道事業）	1,527
自動車燃料費等の増額（自動車運送事業）	54
動力費等の増額（高速度鉄道事業）	1,300
2 その他	740
市税還付金及び還付加算金	740
地域経済活性化促進事業	1

- 繰越明許費 4件
- 債務負担行為 4件
- たな卸資産購入限度額 1件

※計数については、それぞれ四捨五入（単位未満の計数については切上げ）によっている。

令和4年11月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公営企業会計	総 計
A 令和4年度 当初予算	1,379,409,000	958,335,698	396,787,358	2,734,532,056
令和4年度 11月補正	6,701,396	242,100	4,327,264	11,270,760
B 令和4年度 11月現計予算	1,452,750,105	959,213,665	401,140,122	2,813,103,892
C 令和3年度 当初予算	1,319,390,000	983,508,706	446,417,801	2,749,316,507
令和3年度 11月補正	72,433,075	△ 40,773	—	72,392,302
D 令和3年度 11月現計予算	1,412,658,886	983,467,933	446,417,801	2,842,544,620
令和3年度 最終予算	1,446,659,337	991,039,933	448,468,801	2,886,168,071
B/A	105.3	100.1	101.1	102.9
B/D	102.8	97.5	89.9	99.0
(参考) A/C	104.5	97.4	88.9	99.5

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

令和4年度11月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一般会計		1,446,048,709	6,701,396	1,452,750,105
	総 務 費	34,814,115	885,387	35,699,502
	健 康 福 祉 費	412,936,884	1,568,419	414,505,303
	子ども青少年費	174,775,994	2,851,151	177,627,145
	環 境 費	28,588,571	269,589	28,858,160
	スポーツ市民費	19,377,188	839,270	20,216,458
	経 済 費	109,227,972	△ 4,231,594	104,996,378
	観光文化交流費	15,484,881	182,656	15,667,537
	緑 政 土 木 費	74,711,256	586,752	75,298,008
	住 宅 都 市 費	45,841,395	37,506	45,878,901
	消 防 費	7,407,083	67,678	7,474,761
	教 育 費	68,436,281	2,290,765	70,727,046
	諸 支 出 金	48,655,546	1,353,817	50,009,363
特別会計		958,971,565	242,100	959,213,665
	市場及びと畜場	7,491,137	242,100	7,733,237
公営企業会計		396,812,858	4,327,264	401,140,122
	水 道 事 業	84,720,059	1,446,212	86,166,271
	下 水 道 事 業	150,332,019	1,527,235	151,859,254
	自動車運送事業	30,357,265	53,745	30,411,010
	高速度鉄道事業	127,597,905	1,300,072	128,897,977
総 計		2,801,833,132	11,270,760	2,813,103,892

(歳入)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一般会計		1,446,048,709	6,701,396	1,452,750,105
特別会計		958,971,565	242,100	959,213,665
公営企業会計		295,353,909	1,486,664	296,840,573
	下 水 道 事 業	111,931,117	132,847	112,063,964
	自動車運送事業	26,608,226	53,745	26,661,971
	高速度鉄道事業	96,711,403	1,300,072	98,011,475
総 計		2,700,374,183	8,430,160	2,708,804,343

(注) 一般会計、特別会計の歳入は、歳出と同額である

2 歳 出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
各 局	(新型コロナ対応) 指定管理者光熱費等高騰対策支援金	1,141,737	国庫 1,141,737	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援
	施設の光熱費等	4,089,374	県支出金 8,550 一般財源 4,080,824	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増額 庁舎・市民利用施設・学校等 3,847,274 市場及びと畜場会計への繰出 242,100
財 政	市税還付金及び還付加算金	740,000	一般財源 740,000	法人市民税の税額更正により、還付が見込みを上回ることに伴う補正
スポーツ 市 民	(新型コロナ対応) 防犯灯・防犯カメラ電気料高騰対策支援金	18,000	国庫 18,000	地域団体等が維持管理する防犯灯・防犯カメラについて、エネルギー価格の高騰に対応するため、電気料を補助
経 済	(新型コロナ対応) 地域経済活性化促進事業	117	一般財源 117	消費喚起及びキャッシュレス決済の利用促進による地域経済の活性化を図るため、紙及び電子のプレミアム付商品券を発行 事業者選定評価委員謝金 (事業規模) 発行総額 325億円 〔プレミアム率30%〕 紙商品券 227億5,000万円 電子商品券 97億5,000万円 発行冊(口)数 紙 1,750,000冊 電子 750,000口 ※紙又は電子のどちらか一方を選択したうえで、1人5冊(口)まで購入可能

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
経 済	(新型コロナ対応) 商店街共同施設電気料 高騰対策支援金	17,000	国庫 17,000	商店街振興組合等が設置する街 路灯、アーチ・アーケードにつ いて、エネルギー価格の高騰に 対応するため、電気料を補助
	(新型コロナ対応) 中小企業事業展開支援	△ 4,520,000	国庫 △509,134 一般財源 △4,010,866	補助件数の減等によるもの 所要見込額 2,410,000 現計予算額 6,930,000 差引補正額 △ 4,520,000
健 康 福 祉	(新型コロナ対応) 障害福祉サービス事業 所等物価高騰対策支援 金	270,588	国庫 270,588	エネルギー・食料品価格等の物 価高騰に対応するため、施設運 営費の高騰分を補助 入所系サービス（食費分） 通所系サービス（食費分） 訪問系サービス（光熱費分） ※入所系・通所系サービスの うち、県補助対象外の事業 所については、県と同額の 光熱費分を補助
	(新型コロナ対応) 介護サービス事業所等 物価高騰対策支援金	837,949	国庫 837,949	エネルギー・食料品価格等の物 価高騰に対応するため、施設運 営費の高騰分を補助 入所系サービス（食費分） 通所系サービス（食費分） 訪問系サービス（光熱費分）
子 ども 青 少 年	(新型コロナ対応) 子育て世帯臨時特別給 付金	2,563,000	国庫 99,179 県支出金 2,463,821	0歳から15歳までの児童を養育 し、所得が児童手当（本則給付） の所得制限限度額未満である世 帯に対し、児童1人当たり1万 円を支給

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
子 ども 青 少 年	(新型コロナ対応) 児童福祉施設等物価高騰対策支援金	107,814	国庫 107,814	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、施設運営費の高騰分を補助 光熱費分 民間保育所、認定こども園、認可外保育施設、留守家庭 児童育成会等 食費分 児童養護施設等入所施設、障害児通所支援事業所等
	(新型コロナ対応) 子ども食堂への物価高騰対策支援	26,000	国庫 26,000	食料品価格の高騰に対応するため、安定的に運営できるよう、食材を配付
教 育	(新型コロナ対応) 私立幼稚園光熱費高騰対策支援金	56,000	国庫 56,000	私立幼稚園（新制度移行園を除く）について、エネルギー価格の高騰に対応するため、光熱費の高騰分を補助
交 通 財 政	(新型コロナ対応) 自動車運送事業会計支出金	53,745	国庫 53,745	自動車燃料費等高騰対策補助金
	(新型コロナ対応) 高速度鉄道事業会計支出金	1,300,072	国庫 1,300,072	動力費等高騰対策補助金
一 般 会 計 計		6,701,396	特定財源 5,891,321 一般財源 810,075	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
市場及び と 畜 場	光熱費等	242,100	繰入金 242,100	エネルギー価格の高騰に伴い、施設の光熱費等を増額

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
特 別 会 計 計		242, 100	特定財源 242, 100	

(3) 公営企業会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
水 道 事 業	電力費の増額	1, 446, 212	—	エネルギー価格の高騰に伴い、 電力費を増額
下 水 道 事 業	電力費の増額	1, 527, 235	消費税及び 地方消費税還付金 132, 847	エネルギー価格の高騰に伴い、 電力費を増額
自 動 車 運 送 事 業	自動車燃料費等の増額	53, 745	一般会計補助金 53, 745	エネルギー価格の高騰に伴い、 市バスの燃料費等を増額
高 速 度 鉄 道 事 業	動力費等の増額	1, 300, 072	一般会計補助金 1, 300, 072	エネルギー価格の高騰に伴い、 地下鉄の動力費等を増額
公営企業会計 計		4, 327, 264	特定財源 1, 486, 664	
総 計		11, 270, 760	特定財源 7, 620, 085 一般財源 810, 075	

3 歳 入

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
一 般 会 計	6, 701, 396	
国 庫 支 出 金	3, 418, 950	総務費補助金 1, 353, 817 自動車運送事業費補助金 53, 745 高速度鉄道事業費補助金 1, 300, 072 健康福祉費補助金 1, 169, 987 障害者福祉費補助金 270, 588

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
国 庫 支 出 金 (つ づ き)		老人福祉費補助金 885,414
		生活保護費補助金 9,933
		環境衛生費補助金 4,052
		子ども青少年費補助金 256,404
		子ども青少年事業費補助金 92,665
		保育費補助金 29,398
		子ども青少年施設費補助金 35,162
		子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 99,179
		環境費補助金 18,442
		ごみ処理費補助金
		スポーツ市民費補助金 407,574
		市民活動費補助金 9,048
		区役所費補助金 48,870
		スポーツ振興費補助金 331,656
		市民安全推進費補助金 18,000
		経済費補助金 △ 478,125
		産業振興費補助金
		観光文化交流費補助金 178,400
		国際交流費補助金 1,304
		コンベンション推進費補助金 69,820
		文化芸術推進費補助金 105,933
		歴史まちづくり推進費補助金 1,343
		緑政土木費補助金 47,060
		道路橋りょう費補助金 8,424
		公園維持費補助金 29,879
		農業振興費補助金 4,072
		緑化推進費補助金 4,685
		住宅都市費補助金 24,205
		都市整備事業費補助金 10,354
		路外駐車場費補助金 13,851
		教育費補助金 441,186
		私学振興費補助金 56,000
		生涯学習費補助金 47,588
		大学費補助金 337,598
県 支 出 金	2,472,371	子ども青少年費補助金 2,463,821
		子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金
		消防費委託金 8,550
		消防活動費委託金

(単位：千円)

会 計 款	金 額	説 明
繰 入 金	310,217	基金繰入金 財政調整基金繰入金
繰 越 金	499,858	前年度繰越金
特 別 会 計	242,100	
市場及びと畜場	242,100	卸売市場収入 23,403 一般会計繰入金 食肉流通施設収入 218,697 一般会計繰入金
公 営 企 業 会 計	1,486,664	
下 水 道 事 業	132,847	営業外収益 消費税及び地方消費税還付金
自動車運送事業	53,745	営業外収益 一般会計補助金
高速度鉄道事業	1,300,072	営業外収益 一般会計補助金
総 計	8,430,160	

4 繰越明許費

(単位：千円)

会 計	局 別	款	項	事 業 名	金 額
一 般	防 災 危機管理	総 務 費	防 災 危 機 管 理 費	要配慮者利用施設における避難確保計画等作成支援	15,000
	スポーツ 市 民	ス ポ ー ツ 市 民 費	区 役 所 費	旧西区役所等の解体工事	135,300
市場及び と 畜 場	経 済	卸売市場費	整 備 費	本場中央管理棟及び関連業務棟電気設備改修	8,850
		食 肉 流 通 施 設 費	と 畜 場 費	南部と畜場排水処理設備改修	40,000

5 債務負担行為

(1) 追加分

会 計	局 別	事 項	期 間 年度	限 度 額 千円	説 明
一 般	スポーツ 市 民	旧西区役所等の解体工事	5	223,000	工事が2カ年にわたるため
	経 済	地域経済活性化促進事業	5	9,218,000	事業が2カ年にわたるため
	観光文化 交 流	国際会議場整備事業者選定支援業務委託	5	25,000	委託が2カ年にわたるため

(2) 変更分

会 計	局 別	事 項		期 間 年度	限 度 額 千円	説 明
一 般	観光文化 交 流	国際会議場の整備・運営 (令和4年第1号議決)	変更前	5～27	42,560,000	物価の高騰及び契約時期の 遅延によるもの
			変更後	5～28	53,200,000	

6 たな卸資産購入限度額

会 計	局 別	限 度 額 千円		説 明
自 動 車 運送事業	交 通	変 更 前	2,200,000	エネルギー価格の高騰に伴うもの
		変 更 後	2,300,000	

令和4年11月定例会 提出議案の概要（財政局）

1. 一般案件

件 名	概 要
契約の締結について (第127号議案)	1 概要 名城公園北園に愛知県体育館が移転することに伴い、地下鉄名城公園駅からのアクセスルートとして、市道大津橋城北新町線を横断する地下横断歩道の新設を行うもの。 2 工事名 名城公園地下横断歩道新設工事 3 工事施工場所 名古屋市北区名城一丁目、名城二丁目及び名城三丁目地内 4 工事内容 く体（鉄筋コンクリート造） 延長 130 メートル、幅 5 メートル、高さ 2.5 メートル 5 工期 本契約成立の日から令和7年6月30日まで 6 契約の相手方 前田・岩田地崎・中部土木特定建設工事共同企業体 代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号 前田建設工業株式会社中部支店 常務執行役員支店長 稼 農 泰 嘉 名古屋市中区錦一丁目18番24号 岩田地崎建設株式会社名古屋支店 支店長 鶴 田 博 久 名古屋市中区社台三丁目 125 番地 中部土木株式会社 代表取締役社長 難 波 陽 一 7 契約の方法 一般競争入札 8 契約金額 2,060,397,268 円

件 名	概 要
契約の締結について (第128号議案)	1 概要 市営南熱田荘は、昭和46年度に建設された公営住宅であり、建物及び設備の老朽化に伴い、建替を実施するもの。 2 工事名 南熱田公営住宅新築工事 3 工事施工場所 名古屋市熱田区六番二丁目地内 4 工事内容 耐火構造14階建 1 棟・その他 120 戸 延面積 9,501.95平方メートル 5 工期 本契約成立の日から令和7年12月15日まで 6 契約の相手方 徳倉・石田特定建設工事共同企業体 代表者 名古屋市中区錦三丁目13番5号 徳倉建設株式会社 代表取締役社長 徳 倉 正 晴 名古屋市千種区今池一丁目5番11号 株式会社石田組 代表取締役 石 田 侑 嗣 7 契約の方法 一般競争入札 8 契約金額 2,182,400,000 円

件 名	概 要
契約の一部変更について (第129号議案)	1 概要 山田工場工場棟等解体工事の請負契約について、契約金額を変更するもの。 2 工事名 山田工場工場棟等解体工事 〔 令和3年3月9日議決令和3年第66号 令和4年1月31日専決処分により契約金額を変更 〕 3 契約金額 変更前 2,011,351,100 円 変更後 2,044,574,400 円
当せん金付証票の発売について (第161号議案)	1 概要 公共事業等の財源に充てるために発売する当せん金付証票（宝くじ）の令和5年度発売総額を定めるもの。 2 発売総額 300億円以内 3 根拠法 当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）第4条第1項

令和4年11月定例会 提出議案の概要（総務局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市公告式条例の一部改正について (第115号議案)	(1) 趣 旨 公布に係る事務手続の効率化を図るため、規定を整備するもの。 (2) 主な改正点 ア 規則の公布手続について（第3条） （現行） ・公布文に市長が署名を行う。 （改正後） ・公布文に市長名を記名する。 イ 公布文の掲示場所について（第2条及び第3条） （現行） ・市役所及び区役所の掲示場（計23か所） （改正後） ・市役所の掲示場（1か所） (3) 施行期日 令和5年1月1日
名古屋市情報あんしん条例の一部改正について (第116号議案)	(1) 趣 旨 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するもの。 (2) 主な改正点 ・受託者等の責務の適用範囲を拡大し、2以上の段階にわたる委託先にも情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる責務を課す。 ・市の保有する情報の悪用を防止するために、職員、委託業務の従事者等を対象とした罰則を設ける。 ・電子情報の保護対策についての規定を見直す。 (3) 施行期日 令和5年4月1日

件 名	概 要																				
職員の給与に関する条例の一部改正について (第 117 号議案)	(1) 趣 旨 本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定を行うもの。 (2) 主な内容 ア 条例の公布の日から施行（令和 4 年 4 月 1 日適用） ・給料表を改定（月例給 0.12% 引上げ） 初任給が規定されている職務の級を中心に引上げ ・勤勉手当の支給割合を改定 市内民間事業所における支給状況を考慮して、年間支給割合を 0.10 月分引上げ <table><tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr><tr><td>4.30 月分</td><td>4.40 月分 (+0.10 月分)</td></tr></table> ※期末・勤勉手当の支給割合 イ 令和 5 年 4 月 1 日から施行 ・勤勉手当の支給割合を改定 令和 5 年度以降において、6 月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を均等になるように配分 (参考) 給与改定前後における平均給与月額等（行政職） <table><tr><td rowspan="3">平均給与月額</td><td>改定前</td><td>379,162 円</td></tr><tr><td>改定後</td><td>379,605 円</td></tr><tr><td>差</td><td>443 円（+0.12%）</td></tr><tr><td colspan="2">年間平均引上額</td><td>約 4.6 万円</td></tr><tr><td colspan="2">平均年齢</td><td>40.6 歳</td></tr><tr><td colspan="2">平均勤続年</td><td>16.2 年</td></tr></table>	改定前	改定後	4.30 月分	4.40 月分 (+0.10 月分)	平均給与月額	改定前	379,162 円	改定後	379,605 円	差	443 円（+0.12%）	年間平均引上額		約 4.6 万円	平均年齢		40.6 歳	平均勤続年		16.2 年
改定前	改定後																				
4.30 月分	4.40 月分 (+0.10 月分)																				
平均給与月額	改定前	379,162 円																			
	改定後	379,605 円																			
	差	443 円（+0.12%）																			
年間平均引上額		約 4.6 万円																			
平均年齢		40.6 歳																			
平均勤続年		16.2 年																			

2 一般会計補正予算（第 121 号議案）

件 名	予定額	概 要
指定管理者光熱費 等高騰対策支援金	千円 337,598	エネルギー価格の高騰に対応するため、 公立大学法人名古屋市立大学の光熱費等を 支援 公立大学法人名古屋市立大学光熱費高騰 対策補助金 337,598 千円
施設の光熱費	千円 145,387	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設 の光熱費を増額 市役所庁舎 139,750 千円 市政資料館 2,195 千円 市役所庁舎食堂 3,442 千円

3 一般案件

件 名	概 要
公立大学法人名古屋 市立大学定款の 変更について (第 159 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市立緑市民病院及び名古屋市厚生院附属病院の市立大学病院化等に伴い、定款の一部を変更するもの。 (2) 内 容 ア 教育研究審議会委員を増員等 イ 本市が法人に対して出資する資産を別表中に追加 (3) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日
公立大学法人名古屋 市立大学第三期中 期目標の変更につ いて (第 160 号議案)	(1) 趣 旨 公立大学法人名古屋市立大学の第三期中期目標の一部変更について、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を得ようとするもの。 (2) 内 容 ア 新設するデータサイエンス学部について前文及び別表中に追加 イ 名古屋市立緑市民病院及び名古屋市厚生院附属病院の市立大学病院化に伴う文言整理

令和4年11月定例会 提出議案の概要（スポーツ市民局）

1 条例案

件 名	概 要						
名古屋市プール条例 の一部改正について (第118号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市山田西プールを廃止するもの。 (2) 内 容 ア 施設の概要 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>名古屋市山田西プール</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>名古屋市西区長先町 173 番地</td></tr> <tr> <td>開設年月日</td><td>昭和61年11月11日</td></tr> </table> イ 廃止理由 名古屋市山田工場の解体工事が令和5年度中に終了することから、還元施設である名古屋市山田西プールを令和5年度末に廃止する。 (3) 施行期日 令和6年4月1日	名 称	名古屋市山田西プール	所 在 地	名古屋市西区長先町 173 番地	開設年月日	昭和61年11月11日
名 称	名古屋市山田西プール						
所 在 地	名古屋市西区長先町 173 番地						
開設年月日	昭和61年11月11日						
名古屋市個人情報保護条例の制定について (第163号議案)	(1) 趣 旨 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、名古屋市個人情報保護条例の全部を改正するもの。 (2) 主な内容 ア 法の施行に関し、必要な事項を定める。 イ 法の規定等に準じ、名古屋市会における個人情報の保護に関する事項を定める。 (3) 施行期日 令和5年4月1日						

2 一般会計補正予算（第 121 号議案）

件 名	金 額	概 要
防犯灯・防犯カメラ電気料高騰対策支援金	千円 18,000	地域団体等が維持管理する防犯灯・防犯カメラについて、エネルギー価格の高騰に対応するため、電気料を補助 防犯灯・防犯カメラ電気料 高騰対策支援金 18,000 千円
旧西区役所等の解体工事	繰越明許 135,300 債務負担行為 223,000	工事進捗の遅れのため繰り越すもの アスベスト調査により、想定していた以上の含有が判明したため、設計変更をするもの 債務負担行為 期間 5 年度 限度額 223 百万円
指定管理者光熱費等高騰対策支援金	389,574	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援 スポーツセンター等 389,574 千円
施設の光熱費等	431,696	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増額 区役所・支所等 431,696 千円

3. 一般案件

件 名	概 要														
指定管理者の指定について (第 131 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市地区会館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市山田地区会館</td><td>中部互光・コスモコンサルタント運営共同体</td></tr> <tr> <td>名古屋市富田地区会館</td><td>中部互光・コスモコンサルタント運営共同体</td></tr> <tr> <td>名古屋市楠地区会館</td><td>味鋤学区福祉推進協議会</td></tr> <tr> <td>名古屋市南陽地区会館</td><td>中部互光・コスモコンサルタント運営共同体</td></tr> <tr> <td>名古屋市志段味地区会館</td><td>中部互光・コスモコンサルタント運営共同体</td></tr> <tr> <td>名古屋市徳重地区会館</td><td>サンエイ株式会社</td></tr> </tbody> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市山田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	名古屋市富田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	名古屋市楠地区会館	味鋤学区福祉推進協議会	名古屋市南陽地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	名古屋市志段味地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	名古屋市徳重地区会館	サンエイ株式会社
施設の名称	指定の相手方														
名古屋市山田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体														
名古屋市富田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体														
名古屋市楠地区会館	味鋤学区福祉推進協議会														
名古屋市南陽地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体														
名古屋市志段味地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体														
名古屋市徳重地区会館	サンエイ株式会社														
指定管理者の指定について (第 132 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市障害者スポーツセンターの指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市障害者スポーツセンター</td><td>社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団</td></tr> </tbody> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市障害者スポーツセンター	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団										
施設の名称	指定の相手方														
名古屋市障害者スポーツセンター	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団														

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 133 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市総合体育館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市総合体育館</td><td>名古屋市総合体育館NK 共同事業体</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市総合体育館	名古屋市総合体育館NK 共同事業体
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市総合体育館	名古屋市総合体育館NK 共同事業体				

件 名	概 要																		
指定管理者の指定について (第 134 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市体育館始め体育館 8 館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市体育館</td><td>シンコースポーツ株式会社</td></tr> <tr> <td>名古屋市露橋スポーツセンター</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市稲永スポーツセンター</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市天白スポーツセンター</td><td>T A C ・テルウェル共同事業体</td></tr> <tr> <td>名古屋市北スポーツセンター</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市千種スポーツセンター</td><td>株式会社 J P N</td></tr> <tr> <td>名古屋市中スポーツセンター</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市東スポーツセンター</td><td>株式会社 J P N</td></tr> </tbody> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市体育館	シンコースポーツ株式会社	名古屋市露橋スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市稲永スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市天白スポーツセンター	T A C ・テルウェル共同事業体	名古屋市北スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市千種スポーツセンター	株式会社 J P N	名古屋市中スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市東スポーツセンター	株式会社 J P N
施設の名称	指定の相手方																		
名古屋市体育館	シンコースポーツ株式会社																		
名古屋市露橋スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																		
名古屋市稲永スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																		
名古屋市天白スポーツセンター	T A C ・テルウェル共同事業体																		
名古屋市北スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																		
名古屋市千種スポーツセンター	株式会社 J P N																		
名古屋市中スポーツセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会																		
名古屋市東スポーツセンター	株式会社 J P N																		

件 名	概 要						
指定管理者の指定について (第 135 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター始め 2 館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市上社レクリエーションルーム</td><td>公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市上社レクリエーションルーム	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会						
名古屋市上社レクリエーションルーム	公益財団法人名古屋市文化振興事業団						
指定管理者の指定について (第 136 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市港サッカー場の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市港サッカー場</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市港サッカー場	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市港サッカー場	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会						

件 名	概 要												
指定管理者の指定について (第 137 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市港プール始め 5 施設の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市港プール</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市熱田プール</td><td>シンコースポーツ株式会社</td></tr> <tr> <td>名古屋市楠プール</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市南陽プール</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> <tr> <td>名古屋市富田プール</td><td>公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市港プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市熱田プール	シンコースポーツ株式会社	名古屋市楠プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市南陽プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市富田プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
施設の名称	指定の相手方												
名古屋市港プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会												
名古屋市熱田プール	シンコースポーツ株式会社												
名古屋市楠プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会												
名古屋市南陽プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会												
名古屋市富田プール	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会												
指定管理者の指定について (第 138 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市名城庭球場の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市名城庭球場</td><td>一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市名城庭球場	一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部								
施設の名称	指定の相手方												
名古屋市名城庭球場	一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部												

令和4年11月定例会 提出議案の概要（環境局）

一般会計補正予算（第121号議案）

件 名	予定額	概 要
指定管理者光熱費 等高騰対策支援金	千円 18,442	エネルギー価格の高騰に対応するため、 P F I 工場の委託料を増額 P F I 委託料 18,442 千円
施設の光熱費等	千円 251,147	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設 の光熱費等を増額 焼却工場等 251,147 千円

令和 4年11月定例会 提出議案の概要（健康福祉局）

1 一般会計補正予算（第 121号議案）

歳出予算

（単位：千円）

事 項	金 額	概 要
（新型コロナ対応） 指定管理者光熱費 等高騰対策支援金	61,450	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度 導入施設の光熱費等を支援
施設の光熱費等	398,432	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増 額
（新型コロナ対応） 障害福祉サービス 事業所等物価高騰 対策支援金	270,588	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、 施設運営費の高騰分を補助 入所系サービス（食費分） 通所系サービス（食費分） 訪問系サービス（光熱費分） ※入所系・通所系サービスのうち、県補助対象外の事 業所については、県と同額の光熱費分を補助
（新型コロナ対応） 介護サービス事業 所等物価高騰対策 支援金	837,949	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、 施設運営費の高騰分を補助 入所系サービス（食費分） 通所系サービス（食費分） 訪問系サービス（光熱費分）

2 一般案件

件 名	概 要
財産の出資について (第 130号議案)	1 概要 名古屋市立緑市民病院の市立大学病院化に伴い、その土地及び建物を出資するもの 2 出資する財産 (1) 土地 名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番 3始め 3筆 宅地 8,494.72平方メートル (2) 建物 名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番地 3、77番地及び78番地所在 鉄筋コンクリート造地下 1階付 5階建 1棟・その他 延面積 16,546.85平方メートル 3 出資の相手方 公立大学法人名古屋市立大学

令和4年11月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 一般会計補正予算（第121号議案）

歳 出

件 名	金 額	概 要
(新型コロナ対応) 指定管理者光熱費等高 騰対策支援金	千円 23,411	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理 施設の光熱費等を支援 児童館・とだがわこどもランド 15,576千円 青少年交流プラザ 7,835千円
施設の光熱費等	130,926	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費 等を増額 公立保育所 55,035千円 児童相談所等 25,596千円 児童養護施設等 7,736千円 障害児入所施設等 9,196千円 トワイライトスクール・ルーム 33,363千円
(新型コロナ対応) 子育て世帯臨時特別給 付金	2,563,000	0歳から15歳までの児童を養育し、所得が児童手 当（本則給付）の所得制限限度額未満である世帯 に対し、児童1人当たり1万円を支給
(新型コロナ対応) 児童福祉施設等物価高 騰対策支援金	107,814	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応する ため、施設運営費の高騰分を補助 光熱費分 民間保育所等 29,398千円 留守家庭児童育成会等 14,871千円 食費分 児童養護施設等 41,080千円 障害児通所支援事業所等 22,465千円

件 名	金 額	概 要
(新型コロナ対応) 子ども食堂への物価高 騰対策支援	千円 26,000	食料品価格の高騰に対応するため、安定的に運営 できるよう、食材を配付
計	2,851,151	

2 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 139 号議案)	(1) 概要 名古屋市青少年交流プラザの指定管理者を指定する。 (2) 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市青少年交流プラザ</td><td>トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体</td></tr> </table> (3) 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 3団体 ・選定方法 各委員の評価表の評点を団体ごとに集計した上で順位点を算出した結果、順位点が最も高い団体が 2団体あったため、総合計点が最も高く、最低基準を満たしている団体を候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市青少年交流プラザ	トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市青少年交流プラザ	トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体				
指定管理者の指定について (第 140 号議案)	(1) 概要 名古屋市とだがわこどもランドの指定管理者を指定する。 (2) 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市とだがわこどもランド</td><td>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会</td></tr> </table> (3) 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで (参考) ・申請団体数 1団体 ・選定方法 各委員の評価表の評点を集計した結果、最低基準を満たしていたため候補者として選定した。	施設の名称	指定の相手方	名古屋市とだがわこどもランド	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市とだがわこどもランド	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				

令和4年11月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 補正予算（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
指定管理者光熱費等高騰対策支援金	千円 47,588	(1) 趣 旨 エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援するもの。 (2) 内 容 ・図書館 4,700千円 ・生涯学習センター 38,250千円 ・女性会館 3,774千円 ・志段味古墳群歴史の里 864千円
施設の光熱費等	千円 1,849,579	(1) 趣 旨 エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増額するもの。 (2) 内 容 ・学校 1,687,095千円 ・生涯学習施設 144,990千円 ・教育センター等 17,494千円

件 名	金 額	概 要
私立幼稚園光熱 費高騰対策支援 金	千円 56,000	(1) 趣 旨 私立幼稚園（新制度移行園を除く）について、エネルギー等の物価高騰に対応するため、光熱費の高騰分を補助するもの（県からの光熱費に対する補助金額を除く）。 (2) 内 容 ア 対象施設 110園 イ 対象期間 令和4年4月から令和5年3月 ウ 補助額 3,600円×定員－愛知県の光熱費に対する補助額 ※上記計算がマイナスになる園については、補助を実施しない。

2 一般案件

件 名	概 要
指定管理者の指定について (第 141 号議案)	(1) 趣 旨 図書館 9 館（東、中村、富田、守山、志段味、緑、徳重、名東、天白）の指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 ・ 東 ：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ・ 中 村：ホームックス株式会社 ・ 富 田：ホームックス株式会社 ・ 守 山：名古屋TRC・長谷工グループ ・ 志段味：名古屋TRC・長谷工グループ ・ 緑 ：名古屋TRC・長谷工グループ ・ 徳 重：名古屋TRC・長谷工グループ ・ 名 東：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ・ 天 白：ナカバヤシ株式会社 (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (参考) ・ 応募団体数 東 2、中村 3、富田 3、守山 1、志段味 1、緑 2、徳重 2、名東 2、天白 5 ・ 選定方法 指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類を審査し、施設ごとに一定の水準にある団体を選定。 それらの団体に対しヒアリングを行い、評価したうえで、各委員の評価点を平均した総得点が最も高く、かつ最低基準を満たしている団体を候補者として選定した。

件 名	概 要
指定管理者の指定について (第 142 号議案)	(1) 趣 旨 生涯学習センター 8 館（中村、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白）の指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 ・中村：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・熱田：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・中川：ホームックス株式会社 ・港：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・南：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・緑：シンコーグループ ・名東：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 ・天白：シンコーグループ (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで (参考) ・応募団体数 中村 1、熱田 1、中川 1、港 1、南 1、緑 1、名東 1、天白 3 ・選定方法 指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類を審査し、施設ごとに一定の水準にある団体を選定。 それらの団体に対しヒアリングを行い、評価したうえで、各委員の評価点を平均した総得点が最も高く、かつ最低基準を満たしている団体を候補者として選定した。

令和4年11月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について (第119号議案)	(1) 改正の概要 地下鉄駅名称変更に伴い、有料自転車駐車場の名称を変更するため、必要な改正を行うもの。 ・有料自転車駐車場の名称を下記のとおり変更。 「中村区役所駅自転車駐車場」→「太閤通駅自転車駐車場」 「神宮西駅自転車駐車場」→「熱田神宮西駅自転車駐車場」 「伝馬町駅自転車駐車場」→「熱田神宮伝馬町駅自転車駐車場」 (2) 施行期日 令和5年1月4日から施行する。

2 補正予算（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
指定管理者光熱費等高騰対策支援金	千円 47,060	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設等の光熱費等を支援
施設の光熱費等	539,692	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増額

3 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定 について (第 143 号議案)	(1) 趣旨 名古屋市農業センターの指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 未来農業共同事業体 (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和15年 3 月31日 (参考) <table> <tr> <th>選定の理由</th><th>申請者数</th></tr> <tr> <td>未来農業共同事業体は、施設の役割・特性を十分に理解しており、リニューアル整備等の提案は農業センターの魅力を一層引き出すものとして評価された。また、構成員のこれまでの実績と高い専門性に基づいた役割分担が明確であることから、当該施設の管理者として適切であると判断された。</td><td>4</td></tr> </table>	選定の理由	申請者数	未来農業共同事業体は、施設の役割・特性を十分に理解しており、リニューアル整備等の提案は農業センターの魅力を一層引き出すものとして評価された。また、構成員のこれまでの実績と高い専門性に基づいた役割分担が明確であることから、当該施設の管理者として適切であると判断された。	4
選定の理由	申請者数				
未来農業共同事業体は、施設の役割・特性を十分に理解しており、リニューアル整備等の提案は農業センターの魅力を一層引き出すものとして評価された。また、構成員のこれまでの実績と高い専門性に基づいた役割分担が明確であることから、当該施設の管理者として適切であると判断された。	4				
指定管理者の指定 について (第 144 号議案)	(1) 趣旨 名古屋市農業文化園の指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 チームYMO (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日 (参考) <table> <tr> <th>選 定 の 理 由</th><th>申請者数</th></tr> <tr> <td> チームYMOの3 農業公園連携を始めとした「農」に関する取組みや目指す公園像への取組みなど多くの魅力的な提案が評価された。 また、企業や団体等との協働による様々な取組みや植物管理等における取組みの提案も評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。 </td><td>1</td></tr> </table>	選 定 の 理 由	申請者数	チームYMOの3 農業公園連携を始めとした「農」に関する取組みや目指す公園像への取組みなど多くの魅力的な提案が評価された。 また、企業や団体等との協働による様々な取組みや植物管理等における取組みの提案も評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	1
選 定 の 理 由	申請者数				
チームYMOの3 農業公園連携を始めとした「農」に関する取組みや目指す公園像への取組みなど多くの魅力的な提案が評価された。 また、企業や団体等との協働による様々な取組みや植物管理等における取組みの提案も評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	1				

件 名	概 要																				
指定管理者の指定について (第 145 号議案)	(1) 趣旨 公園施設の指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方<table><tr><th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr><tr><td>東山公園展望塔</td><td>サンエイ株式会社</td></tr><tr><td>荒子川公園の公園施設</td><td>名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ</td></tr><tr><td>庄内緑地の公園施設</td><td>名古屋市みどりの協会・ミズノグループ</td></tr><tr><td>白鳥公園の公園施設</td><td>しろとりの杜グループ</td></tr><tr><td>稲永公園野鳥観察館</td><td>東海・稲永ネットワーク</td></tr><tr><td>戸田川緑地の公園施設</td><td>チームYMO</td></tr></table> (3) 指定の期間 ア 戸田川緑地の公園施設 令和5年4月1日から令和9年3月31日 イ ア以外の施設 令和5年4月1日から令和10年3月31日 (参考)<table><tr><th>施設の名称</th><th>選 定 の 理 由</th><th>申請者数</th></tr><tr><td>東 山 公 園 展 望 塔</td><td>サンエイ株式会社は、これまでの指定管理期間に蓄積されたノウハウと実績があり、修繕については不具合時の施設への影響を踏まえ提案していること、また魅力ある施設づくりに向けた提案が盛り込まれ、運営管理において接客レベルの向上を目指していることが、評価された。</td><td>1</td></tr></table>	施設の名称	指定の相手方	東山公園展望塔	サンエイ株式会社	荒子川公園の公園施設	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ	庄内緑地の公園施設	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ	白鳥公園の公園施設	しろとりの杜グループ	稲永公園野鳥観察館	東海・稲永ネットワーク	戸田川緑地の公園施設	チームYMO	施設の名称	選 定 の 理 由	申請者数	東 山 公 園 展 望 塔	サンエイ株式会社は、これまでの指定管理期間に蓄積されたノウハウと実績があり、修繕については不具合時の施設への影響を踏まえ提案していること、また魅力ある施設づくりに向けた提案が盛り込まれ、運営管理において接客レベルの向上を目指していることが、評価された。	1
施設の名称	指定の相手方																				
東山公園展望塔	サンエイ株式会社																				
荒子川公園の公園施設	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ																				
庄内緑地の公園施設	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ																				
白鳥公園の公園施設	しろとりの杜グループ																				
稲永公園野鳥観察館	東海・稲永ネットワーク																				
戸田川緑地の公園施設	チームYMO																				
施設の名称	選 定 の 理 由	申請者数																			
東 山 公 園 展 望 塔	サンエイ株式会社は、これまでの指定管理期間に蓄積されたノウハウと実績があり、修繕については不具合時の施設への影響を踏まえ提案していること、また魅力ある施設づくりに向けた提案が盛り込まれ、運営管理において接客レベルの向上を目指していることが、評価された。	1																			

件 名	概 要		
	施設の名称	選 定 の 理 由	申請者数
	荒 子 川 公 園 の 公 園 施 設	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループは、ラベンダー園の発展やボランティア活動の継承発展を図るなど、現在の公園における利用形態をきちんと踏まえた堅実な提案が評価された。 また、地域に根ざした姿勢、公園を散歩の舞台としようとする具体的な提案及び地域全体のウォークアブルなまちづくりへの積極的な貢献を明確にうたっていることも評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	2
	庄内緑地の 公 園 施 設	名古屋市みどりの協会・ミズノグループは、独自のアセットマネジメントプランや樹林地再生計画の策定により、維持管理の目指す姿勢が明確であり、計画的かつ効果的な維持管理の提案がなされるなど、指定管理者としての役割をよく認識できていると評価された。 また、大学との連携による公園とアートの融合の取組みなど、意欲的に公園の魅力増進に向けた提案がなされていることも評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	2
	白鳥公園の 公 園 施 設	しろとりの杜グループの提案は、開園50年を見据え、名勝指定を目標にした高品質なサービスを提供しようとする提案や庭園設計時の思想等を積極的に記録保存しようとする提案が評価された。 また、日本庭園の質を確保するための維持管理面での技術的工夫や運営の実績、取組み姿勢等、指定管理者としての資質を高く評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	1

件 名	概 要		
	施設の名称	選定の理由	申請者数
	稲 永 公 園 野鳥観察館	東海・稲永ネットワークの野鳥に関する専門的な知識を生かした野鳥の飛来情報の把握やインターネットを活用した情報発信、新しい野鳥観察技術の提案等、来館者のニーズや形態に合わせた対応が評価された。 また、野鳥観察以外においても、隣接施設との連携や、市民が藤前干潟とふれあう藤前干潟での保全活動、環境活動を推進するようつとめることを方針としている点も評価され、当該施設の特性を認識し、その役割を十分に発揮できるよう管理においても配慮されていることから、管理者として適切であると判断された。	1
	戸 田 川 緑 地 の 公 園 施 設	チームYMOの3農業公園連携を始めとした「農」に関する取組みや目指す公園像への取組みなど多くの魅力的な提案が評価された。 また、企業や団体等との協働による様々な取組みや植物管理等における取組みの提案も評価され、当該施設の管理者として適切であると判断された。	1

件 名	概 要				
指定管理者の指定 について (第 146 号議案)	(1) 趣旨 名古屋市みどりが丘公園の指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 みどりの風グループ (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日 (参考) <table> <tr> <th>選 定 の 理 由</th><th>申請者数</th></tr> <tr> <td> みどりの風グループは、墓地の除草や墓石の清掃を代行する「お墓保善サービス」など利用者目線に立ったサービスの提供や、更衣室兼授乳室の設置等の利用者ニーズの変化に応じた積極的な提案がなされたことが評価された。 また、竹林や樹林の管理における市民や地域等との協働や新たな提案も見られ、実績豊富で安定した業務遂行が期待できることから、当該施設の管理者としてより適切であると判断された。 </td><td>1</td></tr> </table>	選 定 の 理 由	申請者数	みどりの風グループは、墓地の除草や墓石の清掃を代行する「お墓保善サービス」など利用者目線に立ったサービスの提供や、更衣室兼授乳室の設置等の利用者ニーズの変化に応じた積極的な提案がなされたことが評価された。 また、竹林や樹林の管理における市民や地域等との協働や新たな提案も見られ、実績豊富で安定した業務遂行が期待できることから、当該施設の管理者としてより適切であると判断された。	1
選 定 の 理 由	申請者数				
みどりの風グループは、墓地の除草や墓石の清掃を代行する「お墓保善サービス」など利用者目線に立ったサービスの提供や、更衣室兼授乳室の設置等の利用者ニーズの変化に応じた積極的な提案がなされたことが評価された。 また、竹林や樹林の管理における市民や地域等との協働や新たな提案も見られ、実績豊富で安定した業務遂行が期待できることから、当該施設の管理者としてより適切であると判断された。	1				

件 名	概 要
事業変更に対する 同意について (第 162 号議案)	(1) 変更内容 愛知県道路公社が、有料道路として管理する県道名古屋半田線（有料道路名 知多半島道路）の一部を改築し、料金を徴収する事業並びに知多半島道路、県道半田南知多公園線（有料道路名 南知多道路）、県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線（有料道路名 知多横断道路）並びに県道中部国際空港線（有料道路名 中部国際空港連絡道路）を一の道路として料金を徴収する事業について、その内容を次のように変更するもの。 ア 知多半島道路の工事予算 52,028百万円余を56,832百万円余に変更。 イ 知多半島道路はじめ4路線における工事方法及び工事予算 道路施設の安全性・利便性などの機能向上に資する事業を行うため、10,000百万円余を計上。 ウ 知多半島道路はじめ4路線における障害者割引制度 1人につき事前登録された自動車1台のみを割引の対象とする要件を緩和するなど、障害者割引制度の一部を変更。 (2) 議決の必要性 ・ 知多半島道路のうち大高I.C. から約1.3 kmは本市が道路管理者。 ・ 愛知県道路公社が知多半島道路の一部を改築し、料金を徴収する事業並びに知多半島道路、南知多道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を一の道路として料金を徴収する事業について、内容の一部を変更する際、道路整備特別措置法の規定により、議会の議決を経た道路管理者の同意が必要。

令和4年11月定例会 提出議案の概要（交通局）

1 自動車運送事業会計補正予算（第125号議案）

件 名	金 額	概 要																								
自動車燃料費等の増額	千円 53,745	エネルギー価格の高騰に伴い、市バスの燃料費及び光熱費を増額 <table> <tr> <td>自動車燃料費</td><td>35,826</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>光熱費</td><td>17,919</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>53,745</td><td>千円</td></tr> </table> (財源内訳) <table> <tr> <td>一般会計補助金</td><td>53,745</td><td>千円</td></tr> </table> たな卸資産購入限度額 <table> <tr> <td>変更前</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>2,200,000</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>2,300,000</td><td>千円</td></tr> </table>	自動車燃料費	35,826	千円	光熱費	17,919	千円	計	53,745	千円	一般会計補助金	53,745	千円	変更前			限度額	2,200,000	千円	変更後			限度額	2,300,000	千円
自動車燃料費	35,826	千円																								
光熱費	17,919	千円																								
計	53,745	千円																								
一般会計補助金	53,745	千円																								
変更前																										
限度額	2,200,000	千円																								
変更後																										
限度額	2,300,000	千円																								

2 高速度鉄道事業会計補正予算（第126号議案）

件 名	金 額	概 要												
動力費等の増額	千円 1,300,072	エネルギー価格の高騰に伴い、地下鉄の動力費及び光熱費を増額 <table> <tr> <td>動力費</td><td>1,155,036</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>光熱費</td><td>145,036</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,300,072</td><td>千円</td></tr> </table> (財源内訳) <table> <tr> <td>一般会計補助金</td><td>1,300,072</td><td>千円</td></tr> </table>	動力費	1,155,036	千円	光熱費	145,036	千円	計	1,300,072	千円	一般会計補助金	1,300,072	千円
動力費	1,155,036	千円												
光熱費	145,036	千円												
計	1,300,072	千円												
一般会計補助金	1,300,072	千円												

令和4年11月定例会 提出議案の概要（経済局）

1 補正予算

(1) 一般会計（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
地域経済活性化促進事業	千円 歳出 117 債務負担行為 9,218,000	消費喚起及びキャッシュレス決済の利用促進による地域経済の活性化を図るため、紙及び電子のプレミアム付商品券を発行 債務負担行為 期間 5年度 限度額 9,218百万円
商店街共同施設電気料高騰対策支援金	歳出 17,000	商店街振興組合等が設置する街路灯、アーチ・アーケードについて、エネルギー価格高騰に対応するため、電気料を補助
指定管理者光熱費等高騰対策支援金・施設の光熱費等	歳出 271,289	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援するとともに、直営施設の光熱費等を増額するもの 指定管理者制度導入施設 中小企業振興会館 直営施設 先端技術連携リサーチセンター 工業研究所 市場及びと畜場会計への繰出
中小企業事業展開支援	歳出 △4,520,000	補助件数の減が見込まれるため減額するもの

(2) 市場及びと畜場特別会計 (第122号議案)

件 名	金 額	概 要
光熱費等	千円 歳出 242,100	エネルギー価格の高騰に対応するため、 施設の光熱費等を増額するもの 本場 北部市場 南部市場 南部と畜場
本場中央管理棟及 び関連業務棟電気 設備改修	繰越明許費 8,850	工事進捗の遅れのため繰り越すもの 繰越明許費 金額 8,850千円
南部と畜場排水処 理設備改修	繰越明許費 40,000	工事契約の遅れのため繰り越すもの 繰越明許費 金額 40,000千円

2 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第147号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市中小企業振興会館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市中小企業振興会館</td><td> 中小企業振興会館マネジメントグループ 構成団体 ・公益財団法人名古屋産業振興公社 ・株式会社コンベンションリンクージ ・名鉄ビルサービス株式会社 </td></tr> </table> イ 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市中小企業振興会館	中小企業振興会館マネジメントグループ 構成団体 ・公益財団法人名古屋産業振興公社 ・株式会社コンベンションリンクージ ・名鉄ビルサービス株式会社
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市中小企業振興会館	中小企業振興会館マネジメントグループ 構成団体 ・公益財団法人名古屋産業振興公社 ・株式会社コンベンションリンクージ ・名鉄ビルサービス株式会社				

令和4年11月定例会 提出議案の概要（観光文化交流局）

1 一般会計補正予算（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
国際会議場整備事業者選定支援業務委託	千円 債務負担行為 期間 令和5年度 限度額 25,000	(1) 趣 旨 国際会議場の整備事業者選定の再入札に伴い、事業者選定支援業務委託の契約期間の延長等を行う。 (2) 内 容 国際会議場の整備事業に係る技術面及び法務面に関する支援
国際会議場の整備・運営	債務負担行為 変更前 期間 令和5年度 から27年度 限度額 42,560,000 変更後 期間 令和5年度 から28年度 限度額 53,200,000	(1) 趣 旨 社会情勢の変化によって生じた著しい物価変動等に伴い、入札が中止となったことから、再入札を行うため、債務負担行為の限度額、期間を変更する。 (2) 内 容 ア 設計費・工事監理費 イ 整備費（既存施設の大規模改修・展示施設の増築 等） ウ 長期修繕費 等
指定管理者光熱費等高騰対策・光熱費	182,656	(1) 趣 旨 エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理施設の光熱費等を支援するとともに直営施設の光熱費を増額するもの。 (2) 内 容 国際センター、国際展示場等（計31施設）にかかる光熱費等

2 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 148 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋国際センターの指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋国際センター</td><td>公益財団法人名古屋国際センター</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋国際センター	公益財団法人名古屋国際センター
施設の名称	指定の相手方				
名古屋国際センター	公益財団法人名古屋国際センター				
指定管理者の指定について (第 149 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市民会館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市民会館</td><td>共立・名古屋共立共同事業体</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市民会館	共立・名古屋共立共同事業体
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市民会館	共立・名古屋共立共同事業体				
指定管理者の指定について (第 150 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市芸術創造センターの指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市芸術創造センター</td><td>公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市芸術創造センター	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市芸術創造センター	公益財団法人名古屋市文化振興事業団				

件 名	概 要											
指定管理者の指定について (第 151 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市文化小劇場の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市西文化小劇場</td><td rowspan="8">公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td></tr> <tr> <td>名古屋市港文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市名東文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市北文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市緑文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市東文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市熱田文化小劇場</td></tr> <tr> <td>名古屋市昭和 culture 小劇場</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市西文化小劇場	公益財団法人名古屋市文化振興事業団	名古屋市港文化小劇場	名古屋市名東文化小劇場	名古屋市北文化小劇場	名古屋市緑文化小劇場	名古屋市東文化小劇場	名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市昭和 culture 小劇場
施設の名称	指定の相手方											
名古屋市西文化小劇場	公益財団法人名古屋市文化振興事業団											
名古屋市港文化小劇場												
名古屋市名東文化小劇場												
名古屋市北文化小劇場												
名古屋市緑文化小劇場												
名古屋市東文化小劇場												
名古屋市熱田文化小劇場												
名古屋市昭和 culture 小劇場												
指定管理者の指定について (第 152 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市音楽プラザの指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市音楽プラザ</td><td>共立・名古屋共立共同事業体</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市音楽プラザ	共立・名古屋共立共同事業体							
施設の名称	指定の相手方											
名古屋市音楽プラザ	共立・名古屋共立共同事業体											
指定管理者の指定について (第 153 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市民ギャラリー矢田の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市民ギャラリー矢田</td><td>公益財団法人名古屋市文化振興事業団</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市民ギャラリー矢田	公益財団法人名古屋市文化振興事業団							
施設の名称	指定の相手方											
名古屋市民ギャラリー矢田	公益財団法人名古屋市文化振興事業団											

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 154 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市旧川上貞奴邸の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市旧川上貞奴邸</td><td>アクティオ株式会社</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市旧川上貞奴邸	アクティオ株式会社
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市旧川上貞奴邸	アクティオ株式会社				
指定管理者の指定について (第 155 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市文化のみち榎木館の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市文化のみち榎木館</td><td>株式会社COSMO CONSULTANT</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市文化のみち榎木館	株式会社COSMO CONSULTANT
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市文化のみち榎木館	株式会社COSMO CONSULTANT				
指定管理者の指定について (第 156 号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市揚輝荘の指定管理者を指定するもの。 (2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市揚輝荘</td><td>城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体</td></tr> </table> イ 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市揚輝荘	城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市揚輝荘	城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体				

令和4年11月定例会 提出議案の概要（上下水道局）

1 水道事業会計補正予算（第123号議案）

件 名	金 額	概 要
電力費の増額	千円 1,446,212	エネルギー価格の高騰に伴い、電力費を増額

2 下水道事業会計補正予算（第124号議案）

件 名	金 額	概 要
電力費の増額	千円 1,527,235	エネルギー価格の高騰に伴い、電力費を増額

令和4年11月定例会 提出議案の概要（防災危機管理局）

1 補正予算（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成支援	千円 繰越明許費 15,000	年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越すもの。

2 一般案件

件 名	概 要
指定管理者の指定について (第157号議案)	(1) 趣旨 名古屋市港防災センターの指定管理者を指定するもの。 (2) 指定の相手方 東京都港区港南一丁目2番70号 丹青社・コニックス共同事業体 代表者 高橋 貴志 (3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市営住宅 条例及び名古屋 市定住促進住宅 条例の一部改正 について (第120号議案)	(1) 趣旨 名古屋市ファミリーシップ制度導入等に伴い、入居者の資格の規定を整備するもの (2) 改正内容 ・市営住宅及び定住促進住宅における同居親族要件の見直し ・市営住宅における障害者の入居に関する規定の見直し (3) 施行期日 令和5年1月1日

2 補正予算（第121号議案）

件 名	金 額	概 要
指定管理者光熱 費等高騰対策支 援金	千円 歳出 24,205	エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援
施設の光熱費等	歳出 13,301	エネルギー価格の高騰に伴い、直営施設の光熱費等を増額

3 一般案件

件 名	概 要								
指定管理者の指定について (第 158 号議案)	(1) 趣旨 名古屋市営路外駐車場の指定管理者を指定するもの (2) 指定に係る施設の名称及び指定の相手方 <table> <tr> <th>施設の名称</th><th>指定の相手方</th></tr> <tr> <td>名古屋市営 久屋駐車場</td><td>名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘</td></tr> <tr> <td>名古屋市営 大須駐車場</td><td>名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘</td></tr> <tr> <td>名古屋市営 古沢公園駐車場</td><td>名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘</td></tr> </table> (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	施設の名称	指定の相手方	名古屋市営 久屋駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘	名古屋市営 大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘	名古屋市営 古沢公園駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘
施設の名称	指定の相手方								
名古屋市営 久屋駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘								
名古屋市営 大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘								
名古屋市営 古沢公園駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小林 昌弘								

令和 4 年 11 月定例会 提出議案の概要（消防局）

補正予算（第 121号議案）

件 名	金 額	概 要
施設の光熱費等	千円 歳出 67,678	エネルギー価格の高騰に伴い、消防署所等の光熱費及び車両等の燃料費を増額するもの。

